

西東京市公告

見解書の提出について

西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号）第15条第1項の規定により、大規模開発事業者から見解書の提出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年9月25日

西東京市長 池 澤 隆 史

1 大規模開発事業の内容

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 大規模開発事業者の名称 | 兼六土地建物株式会社 |
| (2) 大規模開発事業の目的 | 宅地造成 |
| (3) 開発区域の所在地 | 西東京市北町四丁目1017番1、同番3、同番5、
1018番1、1021番1、同番2、同番3、同番4
及び同番5 |
| (4) 開発区域の面積 | 5,143.58㎡ |

2 意見書及び見解書の件数

- | | |
|--------------------|----|
| 近隣住民から提出された意見書 | 1件 |
| 大規模開発事業者から提出された見解書 | 1件 |

3 縦覧期間

公告をした日の翌日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に規定する休日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

5 縦覧場所

西東京市中町一丁目6番8号

まちづくり部都市計画課（西東京市役所保谷東分庁舎2階）